



小型さけ・ます流し網漁船の出漁風景
～5月2日 北海道根室市の花咲港にて～
写真提供：北海道庁

CONTENTS

第15回ワシントン条約締約国会議の結果について	2
増殖推進部漁場資源課	
第14回インド洋まぐろ類委員会 (IOTC) 年次会合の結果について	4
資源管理部国際課	
「日ロ漁業合同委員会第26回会議」及び「日ロさけ・ます漁業交渉」の結果について	5
資源管理部国際課	
コラム 山田農林水産副大臣が(独)水産総合研究センターを視察	6
増殖推進部研究指導課	
海面養殖施設に係る激甚災害指定について	6
増殖推進部栽培養殖課	
回遊魚	7
漁業保険管理官 大石 浩平	
平成22年4月のプレスリリース	8

第15回ワシントン条約締約国会議の結果について

増殖推進部漁場資源課

はじめに

2010年3月13日から25日までカタールのドーハにおいて第15回ワシントン条約締約国会議（CITES CoP15）が開催されました。

ワシントン条約の正式名称は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES: Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora）」といい、絶滅のおそれのある野生動植物の国際取引の規制を輸出国と輸入国とが協力して実施することにより、採取・捕獲を抑制してその保護を図ることを目的としています。CITESには附属書Ⅰ（公海からの持ち込みを含む国際取引の禁止）、附属書Ⅱ（国際取引に輸出当局の許可書が必要）、附属書Ⅲ（各国が必要に応じて規制を導入。規制を導入した国への輸出の際は輸出当局の許可書が必要）の3段階の規制があり、野生動植物の種の絶滅のおそれの程度に応じて各附属書に掲載し、国際取引の規制を行っています。

CoP15に至るまで

CoP15に向けて、2009年10月にモナコが大西洋クロマグロの附属書Ⅰ掲載提案を、米国、EU等がサメ類（ニシネズミザメ、アブラツノザメ、ヨゴレ、アカシュモクザメとその類似種4種）や宝石サンゴの附属書Ⅱ掲載提案を行いました。特に大西洋クロマグロについては、CoP15直前に米国とEUが相次いで附属書掲載の支持を発表するなど掲載

に向けての動きが盛んになっていきました（附属書掲載提案の採択には出席かつ投票国の3分の2以上の賛成で可決）。

我が国は、商業漁業対象種の持続可能な利用を確保するため、これらの資源管理は大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）等の地域漁業管理機関（RFMO）を通じて、科学的資源評価に基づき関係国が協力・連携して行うべきとの立場から、これらの提案には反対の立場をとりました。附属書掲載を回避すべく、外交ルートを通じた全CITES加盟国（175カ国）への働きかけを行い、我が国の考え方への理解を求めました。また、農林水産省では、政務三役が会談や国際会議等あらゆる機会を通じて関係国の閣僚クラスに対し直接働きかけを行うとともに、働きかけミッション（顧問団）をアジア、カリブ、中南米、アフリカ、中近東に派遣しました。



写真1 クロマグロ
提供：水産総合研究センター

結果概要

会議期間中も現地ドーハでは、我が国代表団は各国との会談等を通じて、我が国の立場への支持を求めて働きかけを行いました。

その結果、商業漁業対象種の附属書掲載提案は全て否決されました。ニシネズミザメについては、第1委員会において附属書掲載が可決されましたが、その後も粘り強く働

第15回ワシントン条約締約国会議における附属書改正提案の採決結果

大西洋クロマグロ（モナコによる附属書Ⅰ掲載提案）

- 3月18日 第1委員会採決
・モナコ提案 【否決】 ○
（日本は反対）
〔賛成：20票（賛成票割合22.7%）
反対：68票棄権：30カ国〕
- ・EU修正提案 【否決】 ○
（日本は反対）
〔賛成：43票（賛成票割合37.4%）
反対：72票棄権：14カ国〕

3月25日 本会議 【委員会の結果をそのまま了承】

宝石サンゴ（米国、EUによる附属書Ⅱ掲載提案）

- 3月21日 第1委員会 【否決】 ○
（日本は反対）
〔賛成：64票（賛成票割合52.0%）
反対：59票棄権：10カ国〕

3月25日 本会議 【委員会の結果をそのまま了承】

アカシュモクザメ及び類似種4種（米国、パラオによる附属書Ⅱ掲載提案 →修正提案：類似種のうち2種を削除）

- 3月23日 第1委員会 【否決】 ○
（日本は反対）
〔賛成：75票（賛成票割合62.5%）
反対：45票棄権：14カ国〕
- 3月25日 本会議 【否決】 ○
（日本は反対）
〔賛成：76票（賛成票割合58.9%）
反対：53票棄権：14カ国〕

ヨゴレ（米国、パラオによる附属書Ⅱ掲載提案）

- 3月23日 第1委員会 【否決】 ○
（日本は反対）
〔賛成：75票（賛成票割合59.5%）
反対：51票棄権：16カ国〕

3月25日 本会議 【委員会の結果をそのまま了承】

ニシネズミザメ（EU、パラオによる附属書Ⅱ掲載提案）

- 3月23日 第1委員会 【可決】 ●
（日本は反対）
〔賛成：86票（賛成票割合67.2%）
反対：42票棄権：8カ国〕

- 3月25日 本会議 【否決】 ○
（日本は反対）
〔賛成：84票（賛成票割合64.6%）
反対：46票棄権：10カ国〕

アブラツノザメ（EU、パラオによる附属書Ⅱ掲載提案）

- 3月23日 第1委員会 【否決】 ○
（日本は反対）
〔賛成：60票（賛成票割合47.2%）
反対：67票棄権：11カ国〕

3月25日 本会議 【委員会の結果をそのまま了承】

（参考）附属書掲載のためには、出席し、投票した国（棄権は含まない）の2/3以上の賛成が必要。

きかけを継続した結果、最終的に本会議において否決されました。

会議を終えて ～今後の水産庁の方針～

今回の結果は、持続的利用を図るべき漁業資源については、CITESによる国際取引の規制ではなく、RFMOを通じるなどして、科学的情報に基づき的確に資源管理を行っていくことが最も適切であるとの我が国の主張が理解されたものと考えられます。

しかしながら、相当数の国が附属書への掲載を支持したのも事実であり、その背景には、RFMOの資源管理が十分な効果を上げていないという問題意識があったものと考えられます。このため、今後は、ICCATをはじめとする各地のRFMOにおいて、科学的資源評価を踏まえた的確な資源管理措置を決定し、各国がこれを確実に遵守する体制を確立していくことが急務となります。

そのため、我が国は従来にもまして積極的なリーダーシップを発揮し、開発途上国との連携も強化しつつ、資源管理の強化に努めていく所存です。さ

らに、我が国は、世界一のマグロ消費国として、RFMOのルールに則っていないマグロを輸入しない等、マグロ輸入の管理を適切に実施することも重要です。

大西洋クロマグロをめぐる今回の動きは、単にマグロの保存管理だけの問題にとどまらず、水産資源の持続的利用と保存管理に対する我が国の取組方針が問われたものと考えられます。我が国は、水産資源を持続的に利用していくため、資源管理が十分効果のあるものとなるよう一層努めていくこととしていますが、皆様におかれましても、今回の問題を食生活のあり方や限りある資源の利用のあり方を見直すきっかけとしていただければと思います。



写真2 CITES CoP15会議風景

今後の資源管理の取組みについて（農林水産大臣談話）

1. 今回のワシントン条約締約国会議において、提案されていた大西洋クロマグロの附属書Ⅰへの掲載、宝石サンゴの附属書Ⅱへの掲載等は見送られることになりました。
我が国は、持続的利用を図るべき漁業資源については、地域漁業管理機関が、科学的資源評価に基づき的確に資源管理を行っていくことが最も適切であると考え、各国に対して働きかけを行ってきたところであり、この度の結果は、我が国の主張が理解を得られたものと考えております。
2. しかしながら、相当数の国が附属書への掲載を支持したのも事実であり、その背景には、これまでの地域漁業管理機関の資源管理が十分な効果をあげていないのではないかと問題意識があるものと考えられます。
3. こうした状況を放置すれば、今後、大西洋クロマグロに限らず他の魚種もワシントン条約による規制の対象として提案される懸念もあります。
こうした懸念を払拭していくためには、各種の地域漁業管理機関及び各国の資源管理を十分な効果のあるものとしていくことが不可欠と考えます。
4. このため、我が国としては、大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）をはじめ各種の地域漁業管理機関において科学的資源評価を踏まえた的確な資源管理措置を決定し、各国がこれを確実に遵守する体制の確立に向けて、従来にもまして積極的なリーダーシップを発揮し、開発途上国との連携・協力も強化しつつ、乱獲防止の先頭に立ちたいと考えております。
5. また、地域漁業管理機関のルールを遵守しない水産物については、一切輸入しない方針です。
6. 更に、国際的なリーダーシップを発揮するには、我が国自らの資源管理を強化していくことが重要であり、資源管理に積極的に取り組む漁業者に対する所得補償制度の導入に向けて検討を急いでまいります。
7. 資源状態に悪影響を与えることのないクロマグロの完全養殖についても、その技術の確立と普及・定着に努めてまいります。
8. 農林水産省といたしましては、水産資源を持続的に利用し、水産物の安定供給を確保できるよう、最善を尽くして参りますが、国民の皆様におかれましても、今回の問題を食生活のあり方や限りある資源の利用のあり方を見直すきっかけとしていただければと思います。

平成22年3月25日
農林水産大臣 赤松 広隆

第14回インド洋まぐろ類委員会 (IOTC) 年次会合の結果について

資源管理部国際課

2010年3月1日から3月5日まで、韓国の釜山において開催されました第14回インド洋まぐろ類委員会(IOTC)年次会合の結果についてお知らせいたします。

IOTCは、国連食糧農業機関(FAO)憲章第14条に基づき1996年に設立された、インド洋のマグロ類の保存管理を行う地域漁業管理機関(RFMO)です。現在、我が国、韓国、中国、豪州、インド、インドネシア、マレーシア、タイ、フィリピン、ケニア、ベリーズ、セイシェル(事務局設置国)等合計27カ国とEUが加盟しています。

今回の年次会合には、加盟国等のうち18カ国とEUが参加し、我が国からは、太田資源管理部国際課漁業交渉官(政府代表)のほか、遠洋課、遠洋水産研究所、外務省、日本かつお・まぐろ漁業協同組合及び海外まき網漁業協会から関係者が出席しました。

IOTCは5つのマグロ類RFMOの中で最も保存管理措置の導入が遅れている機関です。主要対象種であるメバチ・キハダに対してはキャパシティ(実操業隻数)制限があるものの、多くの国が漁獲データの提出義務さえ実行していない状況にあってその実効性が疑わしい状況にあります。このような中、従来から我が国は、インド洋のマグロ類資源の持続的な利用を確保するため、メバチ・キハダ等の資源の適切な保存管理措置の導入やその確実な実施を加盟国等に訴えてきたところです。

今回会合の主要な結果は次のとおりです。

1. 遵守委員会の強化

IOTCで決まった保存管理措置の実施を確実なものとするため、これまで年次会合の中で1日程度開催されて

きた遵守委員会を、年次会合とは別に2日間開催し、国別の遵守状況をレビューし、必要に応じて是正を勧告していくこととなりました。

2. ソマリア沖の操業禁止海域の設定

現在、海賊問題で操業が困難となっているソマリア沖海域(北緯0度から10度、東経40度から60度)において、まき網は11月1日から12月1日、はえ縄は2月1日から3月1日までを禁漁することとなりました(日本漁船は現在操業していませんが、一部のEUまき網漁船は操業しています)。

3. 総許容漁獲量(TAC)及び国別割り当ての策定に向けた行動計画

2012年の年次会合でのメバチ・キハダのTAC及び国別割り当ての策定に向け、沿岸零細漁業の漁獲量報告が可能かどうかを検証するパイロット事業の実施や加盟国間の割り当て基準策定のための技術会合を開催することとなりました。

4. 寄港国措置

違法漁業に従事した漁船を取り締まるため、インド洋の港湾において、FAO寄港国措置協定に準じて、寄港漁船の検査等を行うこととなりました。

5. オナガザメ類3種全ての船上保持禁止

資源状態のよくないオナガザメ類3種については、漁獲または混獲された場合であっても所持禁止とすることとなりました。

6. 次回年次会合

バヌアツで2011年3月下旬に開催される予定です。



まぐろ類資源管理関係の国際漁業委員会と管理水域

「日ロ漁業合同委員会第26回会議」及び「日ロさけ・ます漁業交渉」の結果について

資源管理部国際課

はじめに

我が国さけ・ます流し網漁業は日本200海里水域内及びロシア200海里水域内で操業を行っています。当該漁業はロシア系さけ・ますを主な漁獲対象としていることから、毎年、日ロ両国間において操業条件等に関する協議が行われています。2010年も例年同様、日本200海里水域内操業に関しては「日ロ漁業合同委員会第26回会議」において、ロシア水域内操業に関しては、「ロシア連邦の200海里水域における日本国の漁船によるロシア系さけ・ますの2010年における漁獲に関する日ロ政府間協議」（以下「日ロさけ・ます漁業交渉」という。）において操業条件等に関する協議が行われました。

経 過

日ロ漁業合同委員会第26回会議は2010年3月15日から東京で開催され3月18日に妥結し、議事録への署名が行われました。日ロさけ・ます漁業交渉は日ロ漁業合同委員会第26回会議に引き続き同年3月19日から行われ、4月1日から場所をモスクワに移し継続され、4月9日に妥結し、議事録への署名が行われました。交渉の結果は以下のとおりとなっています。

交渉結果（カッコ内は前年の交渉結果）

1. 日ロ漁業合同委員会第26回会議

(1) 漁獲量

①太平洋側：カラフトマス 2,555トン（前年同）
シロザケ 300トン（前年同）

②日本海側：カラフトマス 200トン（前年0トン*）

*前年は、日本海側の奇数年のからふとます資源が低水準であること等から採算に見合う操業が困難なため出漁を見送りました。

(2) 漁業協力費

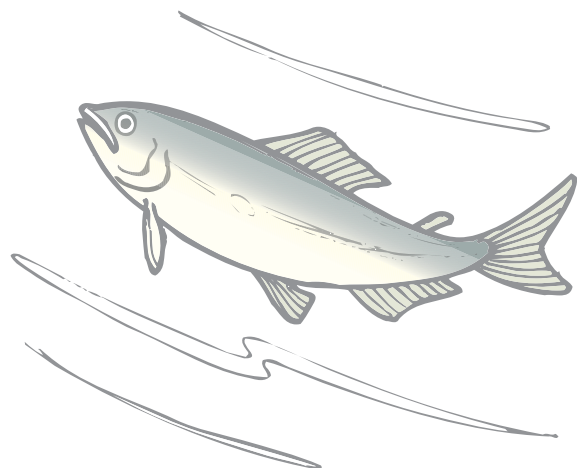
3億8,500万円～4億4,300万円（前年3億6,400万円～4億2,570万円）の範囲で、漁獲実績に協力費単価*を乗じて決定。（前年支払実績は3億7,800万円。）
*協力費単価：145.00円/kg（前年149.11円/kg）

(3) その他

2010年の漁業分野における科学技術協力計画等の採択を行った。

2. 日ロさけ・ます漁業交渉（前年）

- | | | |
|---------------|------------------------|-----------|
| (1) 漁獲割当量合計 | 8,447トン | (6,880トン) |
| うちベニザケ | 3,000トン | (3,000トン) |
| シロザケ | 5,108.6トン | (3,591トン) |
| カラフトマス | 179.6トン | (155トン) |
| ギンザケ | 74.64トン | (64.2トン) |
| マスノスケ | 84.16トン | (69.8トン) |
| (2) 操業隻数 | 36隻 | (31隻) |
| (3) 入漁料 | 約25.7億円 | (約21.1億円) |
| (4) 操業条件の改善事項 | 入漁料単価の減額、操業期間及び操業水域の拡大 | |



コラム 山田農林水産副大臣が(独)水産総合研究センターを視察

4月9日、山田農林水産副大臣が横浜市金沢区にある所管の研究機関、独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所を視察のため訪れました。今回の視察は事業仕分けなど独立行政法人の事業運営や成果が問われている中で、副大臣自身の目でしっかり実際の研究現場を把握するためのものです。

最初に足を運んだ施設は、旧農林省水産試験場時代から日本の水産研究をリードしてきた漁業調査船蒼鷹丸(892トン)の第4代目でした。調査船調査は、自然界で生まれ育つ生物を対象とし環境や生態系を含む幅広い分野をカバーする水産研究の基盤的な研究手法です。船橋で漁業調査の操船方法やリアルタイム環境・生物情報収集システム等の説明を受けた後、甲板上で水温・塩分・水深を測定する装置やプランクトン採集機器、トロール漁具等、多種多様な調査機材に実際に手を触れながら、視界360°の大海原で揺れる船上で行われる現場調査を疑似体験しました。

次に研究所内に移り、水産総合研究センター全体の施設や調査研究の概要説明を受けました。研究成果であるクロマグロやマイワシ等の資源管理、漁船の安全性や省

エネ技術、水産物の種や産地判別技術、貝毒の高精度測定手法、地球温暖化の影響解明など国民生活と密接に関連する調査研究などの説明に熱心に耳を傾けていました。クロマグロの産卵場と資源



写真 センターで飼育したクロマグロのレプリカを見る山田副大臣

管理、ウナギの遺伝子解析、赤潮対策、藻場・干潟の再生について、副大臣から専門的な質問や建設的な提案がありました。

山田副大臣は最後に職員一同を前にして、「水産資源の管理や食の安全など水産研究は国民生活にかかわる重要な研究であり、農林水産省が主導してしっかり守るべき研究は守っていききたい」と激励し、研究所を後にしました。

今回の視察が、行政と研究が一丸となって真に国民生活に役立つ調査研究に取り組んでいくためのよい機会となることを期待しています。

海面養殖施設に係る激甚災害指定について

増殖推進部栽培養殖課

2月28日、突然南米のチリ中部沿岸に起こった大地震による津波が日本沿岸を襲い、これにより東北地方等の海面養殖施設に大きな被害が生じました。本件はこの災害復旧支援のための政令に関するものです。

激甚災害制度は、災害復旧に要する事業費や被害の規模等が一定の基準を超える場合に、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）」に基づき、当該災害を「激甚災害」として政令で指定し、併せて当該災害に対し「適用すべき措置」を指定することにより、災害復旧事業の国庫補助の特例等の地方公共団体に対する特別の財政援助等を実施するものです。

今回、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の一部を改正する政令及び2月28日のチリ地震による津波災害を「激甚災害」として指定し当該災

害に対し適用すべき措置を指定するための政令が以下の内容で4月23日に公布されました。



写真 被災した養殖施設の撤去作業
提供：岩手県庁

1. 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の一部を改正する政令について

(1) 政令改正の概要

法第7条第3号で規定している水産動植物の養殖施設の災害復旧事業の補助対象となる地域については、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第20条第2項で定められており、改正前の基準では被災養殖施設の面積又は数が全養殖施設の2割を超える地域（市町村又は市町村の地先水面の区域）とされていますが、今回、被災養殖施設に係る被害額の合計が2千万円を超える地域を追加しました。

(参考) 補助の対象となる地域（市町村又は市町村の地先水面の区域）要件

激甚災害の発生の際に養殖の用に供されていた養殖施設	
(改正前)	(改正による追加)
被災養殖施設の面積又は数が全養殖施設の2割超	被災養殖施設に係る被害額の合計が2千万円超

注) 養殖施設の種類ごとに計算

(2) 施行日

本政令については公布の日から施行し、平成22年2月28日以後に発生した災害について適用します。

2. 平成二十二年二月二十八日の津波による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令について

(1) 政令指定の概要

「平成二十二年二月二十八日の津波による災害」を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対し適用すべき措置として「水産動植物の養殖施設の災害復旧事業に対する補助」を指定しました。

(2) 適用すべき措置の概要

水産動植物の養殖施設（法第7条に基づき、本政令で定めた水産動植物の養殖施設に限る。）が被害を受けた場合の災害復旧事業に対して補助率9/10で補助を行います。※適用される措置の対象となる養殖施設種類ごとの地域の指定は、災害査定の結果等に基づいて今後改めて行うこととなります。

回遊魚

ゲームは一日一時間

昭和61～63年度に在ナホトカ総領事館に勤務していたが、ロシア極東の娯楽に乏しい地でもあり、出始めのテレビゲームが良い暇つぶしになった。ゲームといってもアクションものではなく、ロールプレイングゲームである。中世ヨーロッパ風のファンタジー世界、いわゆる剣と魔法の世界で、勇者となって魔王を倒す。運動神経が無く、優柔不断な性格でも地道に経験値を積み強くなるので、ザコ敵を蹴散らしてストレスを解消できる。なにより、ゲーム内では他人の家や城で宝が盗み放題というのが気に入った。

かの地で最も思い出深いのはドラクエ2である。三人の主人公が協力して敵を倒すため、難易度も面白さも前作以上だった。忘れもしない、長い長いロンダルギアの洞窟を抜け、セーブポイントの直前で敵に遭遇した時だった。こちらは二人が既に死亡、残りも瀕死で戦える状況にない。負ければ洞窟の入口に逆戻りする。「仕事も家庭もどうなっても良いから、この場は逃がしてくれ」と神に願ったところ、幸いにも逃げる事ができた。しかし、今日までその後の人生に災難が多いのは、今思えばこの願いに誤りがあったような気がしてならない。

帰任後、子供も成長して小学生となったが、当時、学校では「ゲームは一日一時間」と指導されていた。しかし、我が家では、一日のうち一時間だけを食事、トイレ等必要最小限のロスタイムとし、残り23時間ゲームをやればよいと教え、自らが模範を示した。好きなことがあれば、全力で打ち込めと教えたかったのだが、結局、うちの子がゲームを全くしない子に育っただけだった。

その後、ハードの高性能化とともにゲームも進化し、テーマ（家族愛、友情等）に沿った綿密なシナリオを楽しんだり、やり込みを競ったり、楽しみ方が多様化して益々面白くなった。一方、良き夫・父親であるべき私がゲームに時間を割くと家族は寂しいのではと心配したが、ゲームが終わったと言うと、家族からは新しいものを直ちに買えと強く勧められるので問題はないようだ。

最近、攻略本やネットで攻略法を熟知しないと歯が立たないゲームが多い。システムが難しいし、戦闘中の操作に敏捷性が必要とされるが、こちらは老眼で細かい字が読めないし、すぐ疲労困憊してしまうので、今では「ゲームは一日一時間」を文字通り励行するようになった。それでも、いまさらやめるのも悔しいので、ドラクエ9やファイナルファンタジー13などをゆっくり楽しんでいるところであり、今後も可能な限り新しいゲームに挑戦していきたいと思う。



漁業保険管理官
大石 浩平

プレスリリース 4月分

発表年月日	発表事項名	担当課
H22.4.1	「日・モロッコ政府間漁業協議」の結果について	国際課
H22.4.7	平成22年度 第1回 日本海海況予報	漁場資源課
H22.4.8	「水産政策審議会 第29回 企画部会」の開催について	企画課
H22.4.8	山田農林水産副大臣の国内出張について	研究指導課
H22.4.9	「日本海・九州西広域漁業調整委員会」の開催について	管理課
H22.4.9	「日ロさけ・ます漁業交渉」の結果について	国際課
H22.4.12	第23次南極海鯨類捕獲調査（平成21年度）の結果について	遠洋課
H22.4.19	「22年漁期TAC(漁獲可能量)設定に関する意見交換会(さんま、まさば及びごまさば、並びにすわいがに)」の開催について	管理課
H22.4.19	韓国はえ縄漁船の拿捕について	管理課
H22.4.20	「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の一部を改正する政令」及び「平成二十二年二月二十八日の津波による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について	裁培養殖課
H22.4.20	「水産政策審議会 第29回 企画部会」の結果について	企画課
H22.4.21	「2010年度 第2期北西太平洋鯨類捕獲調査(JARPNⅡ) 沿岸域鯨類捕獲調査(三陸沖)」の開始について	遠洋課
H22.4.21	「水産物輸出に係る全国会議」の開催について	加工流通課
H22.4.30	平成22年度 第1回 日本海スルメイカ長期漁況予報	漁場資源課
H22.4.30	平成22年度 第1回 瀬戸内海東部カタクチイワシ漁況予報	漁場資源課

編集後記 “窓辺のカーテン”

5月の連休には海辺に出て潮干狩りなどを楽しまれた方も多いのではないのでしょうか。砂の中でザクッと、アサリの手ごたえを感じたときはたまりません。アサリはこの時期、産卵前で蓄積したグリコーゲンやコハク酸などうま味がたっぷりとか。みそ汁や酒蒸し、それからパエリアなどにもおすすめです。

さて、漁政の窓5月号はまぐろ類やさけ・ますに関する国際交渉の結果及び、かきやほたてがい、わかめなどの養殖施設についての災害復旧支援に関する施策を取り上げました。水産庁施策をわかりやすくお伝えできるよう努めていきますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

ご意見やご質問がありましたら下記までお寄せ下さい。



水産庁施策情報誌 漁政の窓

編集・発行 水産庁漁政部漁政課広報班

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1 合同庁舎1号館8階

代表 03-3502-8111 (内線6505)

URL <http://www.jfa.maff.go.jp/>

ご意見 ご質問はこちらへ → URL <http://www.maff.go.jp/j/apply/recp/index.html>